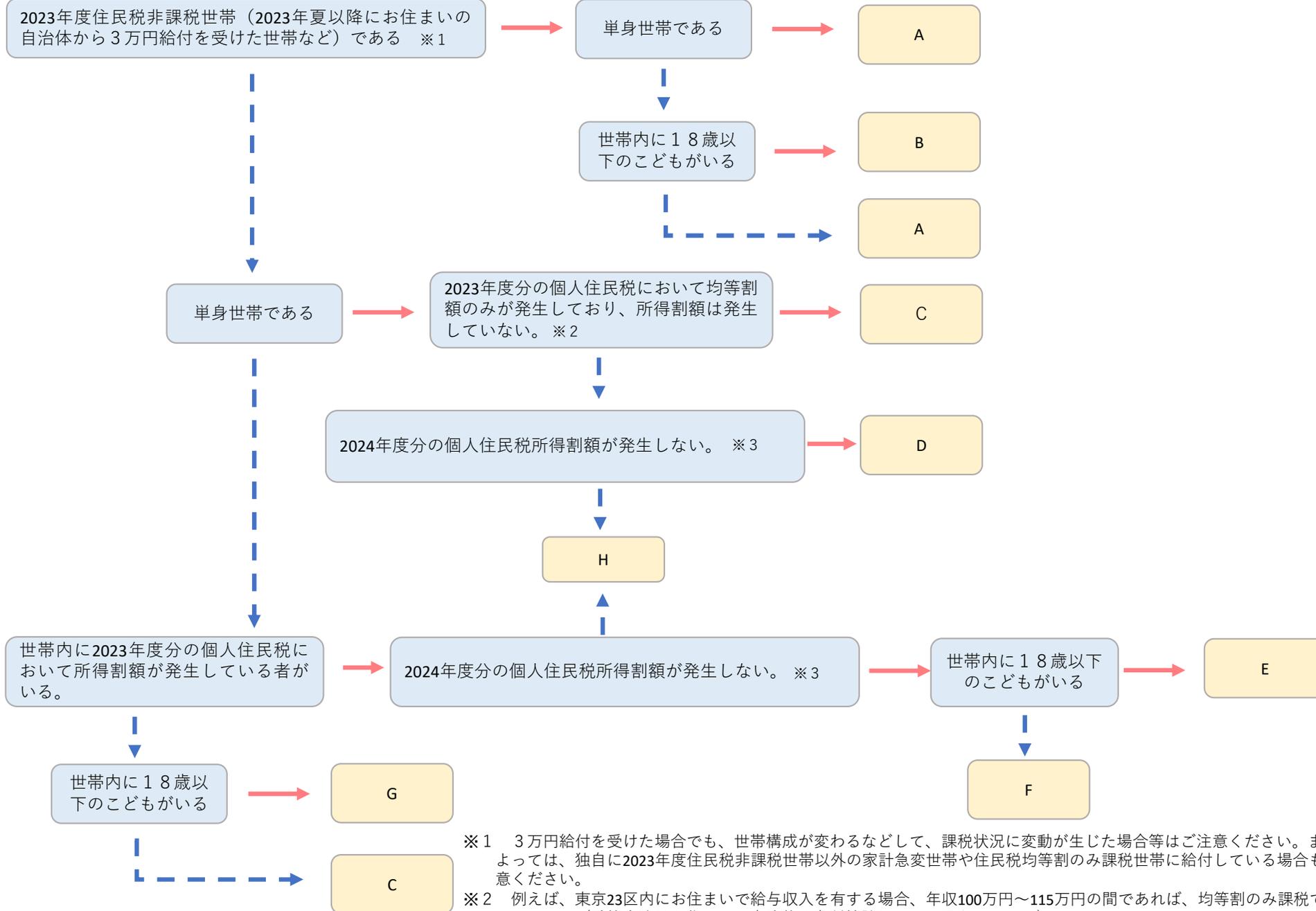


# 対象となりうる措置の判定

## 低所得世帯等への給付金

※ 不明な点がある場合は、ホームページ内のよくあるご質問をご確認ください。

→ はい ← いいえ



※1 3万円給付を受けた場合でも、世帯構成が変わるなどして、課税状況に変動が生じた場合等ご注意ください。また、自治体によっては、独自に2023年度住民税非課税世帯以外の家計急変世帯や住民税均等割のみ課税世帯に給付している場合もあるため、ご注意ください。

※2 例えば、東京23区内にお住まいで給与収入を有する場合、年収100万円～115万円の間であれば、均等割のみ課税であることが見込まれます。(計算方法はお住まいの自治体や各種控除によって異なります。) 不明な場合は、2023年6月ごろにお手元に届いている個人住民税の納税通知書や特別徴収税額通知書の税額欄をご確認ください。

※3 例えば、2023年中に退職された場合など。個人住民税所得割額が課税されているかどうかは、2024年6月ごろを目安に送付される個人住民税の納税通知書・特別徴収税額通知書などにより把握することができます。2023年に一定程度の所得を有していた場合、2024(令和6)年度分の個人住民税所得割が課税される見込みがあります。

## 対象となりうる措置の判定（低所得者世帯向けの給付）

A	<p><b>住民税非課税世帯向け給付（7万円）</b>の対象となることが見込まれます。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 ※市区町村によっては既に給付が済んでいるところがあります。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
B	<p><b>住民税非課税世帯向け給付（7万円）</b>及び<b>子ども1人あたり5万円の加算</b>の対象となることが見込まれます。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 ※市区町村によっては既に給付が済んでいるところがあります。 ※「住民税非課税世帯向け給付（7万円）」と「子ども1人あたり5万円の加算」は市区町村によっては別々に給付される場合があります。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
C	<p><b>住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）</b>の対象となることが見込まれます。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 具体的な給付時期については、住民登録のある市区町村にご連絡ください。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
D	<p><b>2024年度分の個人住民税が新たに非課税等となる世帯への給付（10万円）</b>の対象となる可能性があります。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 具体的な給付時期については、住民登録のある市区町村にご連絡ください。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
E	<p><b>2024年度分の個人住民税が新たに非課税等となる世帯への給付（10万円）</b>及び<b>子ども1人あたり5万円の加算</b>の対象となる可能性があります。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 具体的な給付時期については、住民登録のある市区町村にご連絡ください。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
F	<p><b>2024年度分の個人住民税が新たに非課税等となる世帯への給付（10万円）</b>の対象となる可能性があります。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 具体的な給付時期については、住民登録のある市区町村にご連絡ください。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
G	<p><b>住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）</b>及び<b>子ども1人あたり5万円の加算</b>の対象となることが見込まれます。 申請書等の送付及び給付金の支払いは、世帯主宛てに行われます。 具体的な給付時期については、住民登録のある市区町村にご連絡ください。 ※例えば、別世帯に個人住民税を支払われている単身赴任の方がおり、自身の世帯の全員がその方の扶養に入られている場合は支給対象となりません。</p>
H	<p>低所得世帯向け給付の対象ではないことが見込まれます。 定額減税・調整給付の対象となる場合がありますので、定額減税・調整給付のページをご確認ください。</p>

※ 受け取れる給付金は個別の事情に応じて異なります。  
この回答はあくまで目安としてお取り扱いください。受け取れる給付金についての詳細なお問い合わせは住民登録のある市区町村にご連絡ください。